

宜 議 第 238 号
令和元年6月24日

議 長
上地 安之 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第422回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和元年 6月11日	令和元年 6月11日	議案第38号、議案第37号、陳情第13号、陳情第15号、陳情第2号、陳情第9号
令和元年 6月12日	令和元年 6月12日	議案第37号、議案第38号、陳情第2号、陳情第9号 陳情第13号、陳情第15号
会議日数 2日間		

2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案 第37号		宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について	令和元年 6月10日	令和元年 6月12日	原案決
議案 第38号		市立野球場スコアボード機能拡張工事請負契約について	令和元年 6月10日	令和元年 6月12日	同意
陳情 第2号		設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について	平成30年 10月10日	—	継続 審査
陳情 第9号		比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継続 審査
陳情 第13号		「生涯現役社会」を实践するシルバー人材センターの決意と支援について (要請)	令和元年 6月10日	—	継続 審査
陳情 第15号		公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和元年6月11日(火) 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時34分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(8名)

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員(0名)

○説明員(11名)

総務部長 次	泉川 幹夫
契約検査課長 課	高江洲 強
契約検査課長 契約係	松川 奈津子
上下水道局長 次	石川 康成
総務企画課長 課	與那原 類
総務企画課長 企画係	玉元 智

建設部長 次	新垣 勉
施設管理課長 課	中本 益丈
施設管理課長 工事係	大城 秀規
市民経済部長 次	伊佐 英明
産業政策課長 課	新垣 育子

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1)議案第38号 市立野球場スコアボード機能拡張工事請負契約について
- (2)議案第37号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について
- (3)陳情第13号 「生涯現役社会」を实践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）
- (4)陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (5)陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (6)陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

第422回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年6月11日（火）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第38号 市立野球場スコアボード機能拡張工事請負契約について

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 現在のスコアボードは設置当初から現在まで取りかえられることなく30年が経過していると理解してよいか。
- 施設管理課長 そのとおりである。
- 宮城司 委員 今回設置される予定のスコアボードの耐用年数について伺いたい。
- 施設管理課長 基本的に20年程度を見込んでいる。
- 宮城司 委員 説明資料に記載の事業目的には、LED電光表示式に機能拡張し、多彩な表現を可能にするところがあるが、野球以外の利用も想定しているのか。
- 建設部次長 現時点では野球以外に利用する計画はない。
- 宮城司 委員 先ほど耐用年数は20年と伺ったが、野球場は海に隣接し、塩害の影響もあると思うが、それを踏まえての20年という数字なのか。
- 建設部次長 設置場所・維持管理等によって耐用年数は変わってくると思うが基本は20年と見込んでいる。
- 宮城司 委員 請負金額が1億6,500万円となっているが、財源内訳について伺いたい。
- 施設管理課長 一括交付金で8割、残り2割は市負担となっている。
- 濱元朝晴 委員 現在の回転式スコアボードはどれほどの人数で操作しているのか。
- 施設管理課長 指定管理者によれば、4名体制で操作しているとのことである。
- 濱元朝晴 委員 今回のLED式になった場合はその人数はどうなるのか。
- 施設管理課長 1名で操作が可能である。
- 濱元朝晴 委員 人件費の削減につながると理解してよいか。
- 施設管理課長 試合の種類によって変わってくると思われる。

- 建設部次長 補足すると、高校野球等では生徒がボランティアで行っている。職域野球の場合には職員が入っている場合もあるので、その場合には削減になるかと思われる。
- 濱元朝晴 委員 L E Dになった場合でもボランティア等に操作をしてもらうのか。
- 建設部次長 試合の際にはバックネット裏で操作し、練習試合等ではベンチから操作できるようになっている。
- 濱元朝晴 委員 スコアボードの画面は分割型なのか、それとも一枚型となっているのか。
- 施設管理課長 現在の手動式の板をL E Dのものに取り換え、資料にあるイメージのように得点状況や画像を映すことが可能である。
- 伊佐哲雄 委員 資料の入札者及び入札結果一覧表について、デルタ電気工業株式会社・沖縄三菱電機販売株式会社共同企業体が失格となった理由について伺いたい。
- 契約検査課長 入札に当たっては委任状を提出する必要があるが、本件についてはJ Vのため全社委任状の提出が必要となる。デルタ電気工業株式会社・沖縄三菱電機販売株式会社共同企業体については、代表者ではなく構成員が入札参加していたが、代表者が参加する場合の委任状の様式で提出されていたことから失格となった。
- 伊佐哲雄 委員 仕様書について本市独自の仕様はあるのか伺いたい。
- 施設管理課長 契約後に仕様の承認等があり、細かい仕様はその後に決定される。
- 伊佐哲雄 委員 細かい仕様は未決定でも見積金額は算出されるのか。
- 施設管理課長 いろいろなメーカーがあるが、標準的な仕様で見積算出を行っている。
- 伊佐哲雄 委員 現在のものはあくまで基本的なものであり、今後オプションのような形で変更があるということか。
- 施設管理課長 メーカーごとに特徴はあり、承認を受けたあとに細かい仕様を決定していくことになる。
- 伊佐哲雄 委員 スコアボードに他球場の状況等の中継して映す機能は考えられるのか。また、その機能は今回の契約金額の中に含まれているのか。
- 施設管理課長 テレビの中継車を設置し、その映像をスコアボードに表示することは考えられる。この機能は標準として含まれており、それもメーカーごとに特徴がある。
- 真喜志晃一 委員 失格となったJ Vについて、本来代表者が提出すべき委任状の様式を構成員の企業が提出したことで失格となったという認識でよい

か。

- 契約検査課長 そのとおりである。
- 真喜志晃一 委員 提出後の訂正はできなかったのか。
- 契約検査課長 応札前のため、印鑑や正しい様式を持っているかを確認したが、2つともないということで失格となった。
- 真喜志晃一 委員 新しいスコアボードは、大型ビジョンのような使い方もできるとのことだが、それも野球に限った利用なのか。
- 建設部次長 テレビ中継のチューナーも搭載していることから、今後何らかのイベントがあった際には、検討をしていくことになるが、現時点では野球に限った利用を想定している。
- 真喜志晃一 委員 コンサート等で使用することもありうるという認識でよいのか。
- 施設管理課長 関連部署や指定管理者とも協議をしながら、活用方法を検討してまいりたい。
- 又吉亮 委員 資料記載の事業目的の中に安全・安心を確保するとあるが、従来のものは安全ではなかったのか。
- 施設管理課長 設置から30年以上が経過し、施設が老朽化しているため、手動式からLED化することでより安全な設備となると考えている。
- 又吉亮 委員 野球等でボールが飛んできてスコアボードが損傷した際、一枚構成のパネルと分割されたものとは修繕費に違いが出てくると考えられるが、スコアボードの画面は、何枚で一つの画面となっているのか。
- 施設管理課長 1メートル角のパネルを組み合わせており、損傷があった際にはそのパネルだけを取りかえることができる。
- 又吉亮 委員 先ほどから野球以外の活用の意見が出ているが、テレビチューナーがついているということなのでテレビ中継を流すことは可能か。
- 施設管理課長 アンテナを付ければ可能と考える。
- 又吉亮 委員 ぜひ設置していただきたい。理由としては、市内にはパブリックビューイングができる場所がない。ライブ等に使うには芝の状況を見ながらになると思うが、例えば、DeNAの試合があった場合等に、野球場でパブリックビューイングを開催し、市民が応援できるようにする等の活用を考えていただきたいが、いかがか。
- 施設管理課長 アンテナの設置は今後検討してまいりたい。
- 真喜志晃一 委員 アンテナの設置費用はどれくらいなのか。
- 施設管理課長 今回の工事には含まれていないため金額は不明である。
- 宮城司 委員 今回の設置の財源は一括交付金が8割、市単費が2割ということで、市負担は3,200万円余になると思われるが、今後の維持管理費について

伺いたい。

- 施設管理課長 LED化することによって、メーカーごとに違いはあるが、年間約50万円～100万円ほどかかる。
- 宮城司 委員 維持管理には、指定管理者以外の専門業者がかかわっていくのか。
- 施設管理課長 現在のところ指定管理者が行う予定である。
- 宮城司 委員 維持管理費に50万円～100万円かかるとのことだが、施設の使用料が値上がりしていくのか、また今後のランニングコストは施設使用料で賄っていけるのか伺いたい。
- 施設管理課長 LED化することで、今後使用料についても見直しを検討していく必要があると考える。また、ランニングコストについてもこれだけ多額の設置費用がかかることから、それに見合った使用料を検討する必要がある。
- 建設部次長 維持管理は、指定管理者が使用料で行っていくものであり、野球場の使用料の範囲でできるものなのかを検討していく必要がある。ネーミングライツも行っており、それも含めた検討が必要となる。
- 宮城司 委員 県内でスコアボードのLED化をしている野球場はどれほどあるのか。
- 施設管理課長 那覇市のセルラースタジアム、沖縄市のコザ信金スタジアム等が行っている。最近では、名護市も改修を行っている。ほかにも宜野座村、北谷町、浦添市、石垣市、伊江村が行っているようである。
- 宮城司 委員 県内状況の資料を提供いただきたい。
- 施設管理課長 提供いたしたい。
- 又吉亮 委員 維持管理費が年間50万円～100万円とのことだが、これは市が直接負担するものなのか。それとも、指定管理者が使用料で賄っていくのか。
- 施設管理課長 通常の維持管理費は、指定管理者が使用料で賄っていくが、大規模な修繕等が必要になった場合には市が直接負担していくものとする。
- 米須清正 委員 耐用年数が20年と伺ったが、海岸沿いは塩害がひどいがそれについてはどうか。
- 施設管理課長 場所によって耐用年数は前後すると思うが、標準的な耐用年数は20年となっている。
- 米須清正 委員 台風等の対応はどう考えているか。
- 施設管理課長 台風にも対応するつくりとなっている。
- 真喜志晃一 委員 台風後は潮がつくと思うが、モニターの洗浄等はしないのか。
- 施設管理課 メーカーが確定すれば、その取扱い方法が決まるため必要な対

策を行ってまいりたい。

- 伊佐哲雄 委員 維持管理にはどのような作業が出てくるのか。
- 施設管理課長 年1回の定期点検や、消耗品等の取りかえ等になると思われる。消耗品についてはバッテリーやスイッチ等が考えられる。
- 伊佐哲雄 委員 主に機械的なメンテナンス費用と考えてよいか。
- 施設管理課長 保守点検については定期点検を行うが、それ以外に消耗品の取りかえを行うものである。
- 伊佐哲雄 委員 50万円～100万円と金額に幅があるが、それは劣化した部品の交換等も含んでいるためと理解してよいか。
- 施設管理課長 そのとおりである。
- 宮城克 委員 メーカー保証は何年なのか。
- 施設管理課長 契約上の約款のなかで2年の瑕疵担保責任があり、メーカー保証についてはメーカーが決定してから判明する。
- 宮城克 委員 不具合については、人為的なものか、もともとの不具合なのかが出てくると思うが、今回の契約に当たってそれも確認したほうがよいと思うが、どうか。
- 施設管理課長 メーカーが決まってから説明を受け、試運転等も行っていくため、その際に瑕疵等が判明した場合にはメーカーと調整したいと考えている。
- 宮城克 委員 市立野球場の音響設備が悪くて聞こえない。スコアボードのLED化にあわせてそれも改善できないか。
- 施設管理課長 今回は音響については含まれていないが、状況を確認しながら必要な対策を検討してまいりたい。
- 宮城克 委員 スコアボードがモニター化して利用方法が広がるのはよいが、音響がひどいと聞こえないのでそこは改善いただきたい。また、一括交付金についてどのメニューを活用したのか伺いたい。
- 施設管理課長 観光振興に寄与する目的のソフト交付金を活用している。
- 宮城克 委員 観光振興に寄与するということであれば、又吉亮委員や真喜志晃一委員からも提言があったように野球以外のイベントへの活用も検討し、それには音響等の整備も必要になると思われるのでぜひ検討いただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時52分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時54分)
-

【議題】

議案第37号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員 地域によって偶数月と奇数月の検針があるとのことだが、消費税が10%となるのは全て11月以降の料金が発生するときからと認識してよいか。
- 総務企画課長 A地域は偶数月、B地域は奇数月という形で地域ごとに分けて検針を行っているが、消費税の10%課税が10月1日施行で予定されていることから、住む地域によって不利益をこうむることがないように12月からの料金について10%課税とする措置をとっている。
- 真喜志晃一 委員 詳しい計算方法について伺いたい。
- 上下水道局次長 補足の説明となるが、10月1日現在上下水道を継続して使用中の市民については、消費税上昇分はいただかない。9月～11月に検針の地域の方々は、消費税上昇分は賦課しない。それ以後の12月1日以降の検針にかかる料金については消費税10%賦課することになる。なお、10月1日以降に新規契約する方には10月から10%が課税される。
- 宮城司 委員 偶数月検針の地域については、12月以降からの検針に係る料金から適用されるという認識でよいか。
- 上下水道局次長 例えば10月5日～12月5日の利用分が12月5日に検針された場合、その分については消費税10%が課税される。
- 宮城司 委員 奇数月検針の地域については、どうなるのか伺いたい。
- 上下水道局次長 11月検針の際には、従前の消費税率8%が適用となり、次回の1月検針より上昇分が適用される。
- 宮城司 委員 そうすると、偶数月検針と奇数月検針には不平等が生ずるのではないか。
- 上下水道局次長 優遇ということではなく、利用者に不利益が生じないようにしている。一方、上下水道局が購入する水については10月から10%課税されるが、その差額については上下水道局負担となる。
- 宮城司 委員 奇数月検針の地域は、偶数月検針の地域と比べて8%課税となるのが1カ月分多くなるという理解でよいか。
- 上下水道局次長 利用者に不利益を生じさせない措置ということで御理解いただきたい。
- 真喜志晃一 委員 企業局からの水の購入については10月からの適用となる

のか。

- 上下水道局次長 10月1日からの適用となる。
- 伊佐哲雄 委員 先ほど説明のあった、水道料金と購入する水の消費税適用に1カ月のずれがあることによる上下水道局の負担はどれほど見込んでいるのか。
- 上下水道局次長 水の購入は月1億円程度であり、その2%ということで約200万円程度を見込んでいる。
- 伊佐哲雄 委員 それに対する助成等はないのか。
- 上下水道局次長 これについては一切なく、事業の中で賄っていく。
- 伊佐哲雄 委員 宜野湾市水道事業給水条例の第3条の改正で、「とは」の字句を削除して一字空きにするとのことだが、この理由を伺いたい。
- 総務企画課長 国の法律等を確認したところ、「とは」ではなく一字空きの表記が一般的であり、その仕様に整えることになった。
- 伊佐哲雄 委員 「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改める改正について、これは今後消費税率が改正になった際に備えたものと考えてよいか。
- 総務企画課長 消費税率が改正されるたびに条例も改正するとなると業務が煩雑になる。県内の状況を見ると、消費税率を直接記載しない表記の仕方のところがふえている。また、今回の10%への改正もまだ確定ではないことから、改正されなかった場合にはそれをまた修正するため、業務が煩雑になることを防ぐためにも今回の表記方法に改めたい。
- 真喜志晃一 委員 今回「消費税等相当額を加えた」と表記することで、水道料金と購入する水の消費税適用時期に1カ月のずれがあることによる上下水道局の負担は今後どうなるのか。
- 総務企画課長 経過措置については、市独自で行っているわけではなく、国税事務所の指針に基づいて行っており、今後も2カ月検針を行っていくのであれば今回と同じ対応になるのではないかと考える。
- 宮城司 委員 消費税は差額に対してかかるため、県企業局からの水の仕入れに係る消費税と水道の利用料金に係る消費税には、200万円の負担は発生しないのではないのか。逆に国税の考え方からすれば払うのは少なくなるのではないのか。
- 上下水道局次長 先ほど持ち出しになると説明したが、その時点では持ち出しになるが、仕入れとそれに係る消費税は税率調整がある。その調整において、特定仕入れに係る税調整があるためその中である程度軽減されるかもしれないが、それは現時点では確認できていないため、今後経理と確認していきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 26 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 11 時 28 分）

【議題】

陳情第 13 号 「生涯現役社会」を实践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）

～参考意見聴取～

- 産業政策課長 シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、原則として市町村単位で設置されている。基本的には県知事の指定を受けた社団法人が運営しており、活動については主にいろいろな請負業務を行い、主な収益は受託業務収益や補助金等となっている。
- 真喜志晃一 委員 陳情の要旨としては、補助金の増額要請と理解してよいか。それは事前に市当局に打診等があったのか。
- 産業政策課長 宜野湾市のシルバー人材センターは平成 2 年に設立され、来年で設立 30 周年を迎える。市と国からの補助金、事業収入、会員の会費の 3 つで運営されている。今回の陳情書では、補助金と公共事業発注の確保を要請している。現在、市は補助金の交付及び公共施設の管理事業を委託しており、その補助金及び事業の継続・確保に関する要請と考える。
- 真喜志晃一 委員 今後補助金や委託事業をふやしてほしいという要請なのか。
- 産業政策課長 平成 29 年に文書で補助金の増額要請があった。これまで増額要請についてははっきりとそれを記載していることから、今回の陳情文には増額要請というよりはこれまで同様の継続した支援を求めているものと考えらる。
- 真喜志晃一 委員 これまでと変わらない補助金や事業委託を要請していると捉えてよいか。
- 産業政策課長 そのとおりと考える。
- 上里広幸 委員 市はシルバー人材センターに補助金を交付しているのか。
- 産業政策課長 市は毎年約 1,600 万円の補助金を交付している。
- 上里広幸 委員 国においては補助金確保、市町村においては国と同額以上の

補助金確保を求める要望が全国シルバー人材センター事業協会から出され、それを受けて宜野湾市シルバー人材センターは市に対して補助金の確保を要請しているという認識でよいか。

- 産業政策課長 全国シルバー人材センター事業協会のほうでうたっている補助金増額は今回の市のシルバー人材センターの要請には上がっておらず、今後も継続した補助金交付を求めているものとする。全国の決議を受けて、市のシルバー人材センターは要請を行っているものとする。
- 上里広幸 委員 過去3年分のシルバー人材センターへの補助金交付状況と事業発注状況及びシルバー人材センターの設立根拠がわかる資料をいただきたい。
- 産業政策課長 提供いたしたい。
- 又吉亮 委員 国の補助金交付状況を伺いたい。国が全国シルバー人材センター事業協会へ交付した補助金が市のシルバー人材センターへも回ってくるのか。
- 産業政策課長 国がシルバー連合という県の組織に補助金を交付し、そこを経由して各市町村のシルバー人材センターへ交付される。また、それとは別に市の1,600万円の補助金が交付される。
- 又吉亮 委員 全国シルバー人材センター事業協会と宜野湾市シルバー人材センターの連名で出されている要望のうち、「特定費用準備資金」等についての要望についてはあくまで国に対する要望であり、市には関係ないものと理解してよいか。
- 産業政策課長 国や法律にかかわる内容であるとする。
- 又吉亮 委員 公益社団法人の性格上、市に公共事業の発注を求めることは問題ないのか。
- 産業政策課長 シルバー人材センターは、公共的・公益的な組織であり、公共・民間の事業を請け負って収益をあげ、高齢者への配分金を支払っていることから、特に問題になることはないとする。
- 又吉亮 委員 シルバー人材センターというより公益社団法人として行うことには問題はないのか。
- 産業政策課長 確認して資料等提供いたしたい。
- 濱元朝晴 委員 シルバー人材センターが現在請け負っている事業内容及び今後請け負える可能性のある事業の一覧をいただきたい。
- 産業政策課長 確認して提供いたしたい。
- 伊佐哲雄 委員 非営利団体ということで、市が毎年1,600万円の補助金を交付しているが、経営状況等について監査報告等は受けているのか。
- 産業政策課長 先日平成30年度の総会があり、市が交付した補助金の用途等

について、疑義がある場合にはヒアリングを行って内容を確認しており、その結果適正に執行されていることを確認した。

- 伊佐哲雄 委員 確認は年1回の総会時にのみ行っているのか。
- 産業政策課長 決算が出た際、年1回確認を行っている。
- 伊佐哲雄 委員 理事長の指揮監督のもとに組織がきちんと機能しているのかについて市がチェックすることは可能なのか。
- 産業政策課長 指導監査については県の管轄となっている。市としては補助金の適正執行について確認を行っている。
- 伊佐哲雄 委員 理事長はどのように選任されているのか。
- 産業政策課長 15名の理事からなる理事会で選出されている。
- 宮城司 委員 総会の資料を提供いただきたい。
- 産業政策課長 シルバー人材センターに確認して、可能なら提供いたしたい。
- 真喜志晃一 委員 会員数100万人を目指すとするが、市のシルバー人材センターの会員数、100万人にするには宜野湾市で何人の会員を必要とするのか、資料等があるか伺いたい。
- 産業政策課長 平成30年の会員数は323名、平成29年度が303名となっている。
- 真喜志晃一 委員 会員をふやす策について総会等で話はあったか。
- 産業政策課長 月に2回ほど市と自治会で入会の説明会を行っている。その中で興味のある方に案内をしている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時02分）

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）
これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

～参考意見聴取～

- 市民経済部次長 公契約条例について、県内においては現在のところ制定し

ている市町村はなく、検討中のところも少ない状況である。那覇市が検討を行っている状況とは聞いているが、制定されたという情報はなく、当局としては調査研究の段階である。

- 伊佐哲雄 委員 県内では公契約条例を制定している市町村はないとのことだが、その要因について見解を伺いたい。
- 契約検査課長 これまでの公契約条例についての一般質問で総務部長が答弁しているが、公契約ということで契約検査課がある総務部、労働・雇用担当である市民経済部で担当部署を整理中の段階であり、まだ要因等については見えていないのが現状である。
- 伊佐哲雄 委員 以前、東京の多摩市を視察したが、そこは積極的に公契約を推進している。労働者の賃金を自治体が保障することにより、まわりまわって市の税収も上昇しているとのこと、検討の余地はあるものと考えているが、それについて見解を伺いたい。
- 市民経済部次長 自治体が最低賃金を保障することによって労働者の条件はよくなるものと考えているが、事業費の高騰につながるデメリットも考えられる。また、市としては担当部署を調整中の段階である。
- 宮城司 委員 沖縄県は平成30年4月1日に公契約条例を施行しているが、県内市町村はまだ制定されていないとのことだが、全国的な流れはどうなっているのか。
- 産業政策課長 公契約条例については理念型と規制型の2つがあり、理念型は方針等の基本理念を定めたもので、規制型は最低賃金について規制をかけるものとなっている。平成30年4月時点で県外の自治体における賃金条項なしの理念型条例は23自治体、賃金条項ありの規制型条例が21自治体となっている。
- 宮城司 委員 沖縄県が施行して1年が経過しているが、そのメリット・デメリットについてヒアリング等があったのか。
- 契約検査課長 ヒアリング等はないが、県より公契約条例の必要性についてのアンケート調査はあった。市としては、制定について検討はしておらず、担当部署を調整中と回答を行った。
- 宮城司 委員 市としては現在それほど必要性を感じていないということか。
- 市民経済部次長 県の条例は賃金規制等の規定がない理念型条例となっており、制定の必要性についても検討する必要があると考える。
- 契約検査課長 規制型条例については、事業者側との調整に時間がかかる上に厳しいと聞いている。
- 宮城司 委員 工事の受注等には業者のランク付け等が行われているが、そういった制度も作っていくことになるのか。

- 契約検査課長 市と契約する場合に、公契約条例に基づいて最低賃金を定めてそれに違反した際には立ち入り調査を行ったりと、今後検討する中で理念型条例になるのか規制型条例になるのかで違ってくるため、その辺を模索していくことになると思う。
- 宮城司 委員 沖縄県は平成30年4月から条例を施行しているが、全国的にはいつごろから制定の流れがあるのか。
- 産業政策課長 条例制定の動向としては、平成22年2月に千葉県の野田市で全国初の公契約条例が制定され、それから現在まで理念型・規制型をあわせ44の自治体で制定されてきている。
- 伊佐哲雄 委員 10年の間に全国44の自治体で制定されたとのことだが、その制定自治体の増加スピードは上がっているのか。また、条例を制定したが実効性等の問題で廃止したような事例はあるか伺いたい。
- 契約検査課長 沖縄県の公契約条例について、新聞報道では理念型条例では意味がなく、規制型条例にすべきという意見もあった。
- 市民経済部次長 平成30年に44の自治体で制定されているが、平成28年時点では31自治体であった。現在人手不足で賃金が高騰しており、さらに拍車をかけるのではないかと懸念もある。現在の状況を踏まえ、条例制定に向けて積極的に取り組むべきかについても慎重に検討が必要と考える。
- 上里広幸 委員 規制型の条例を制定しているところは、県も市町村も同じく規制型で制定しているのか。
- 産業政策課長 千葉県の野田市が規制型で制定しているが、千葉県は制定していないこともあり、まばらな状態である。
- 又吉亮 委員 沖縄県以外に都道府県で制定している事例はあるか。
- 産業政策課長 平成30年4月時点では、6都道府県が制定しており、全て理念型となっている。
- 又吉亮 委員 都道府県は全て理念型とのことだが、その市町村で規制型を制定しているところはあるのか。
- 産業政策課長 都道府県が理念型条例を制定している地域で、規制型条例を制定している市町村は現在のところない。理念型条例を制定している市町村はある。
- 又吉亮 委員 規制型条例を制定した後に、デメリットが大きいまたは事業者からの要望によって廃止された事例等はあるのか。
- 市民経済部次長 それについては把握していない。
- 上里広幸 委員 市としては業者等が動かない限りは条例制定の検討はしないという理解でよいか。
- 市民経済部次長 担当部署を内部で調整し、それぞれで情報収集している段

階であり、検討しないというわけではない。

- 上里広幸 委員 担当部署はどこが調整しているのか。
- 契約検査課長 契約検査課と産業政策課で調整を行っている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 2 時 3 4 分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午後 2 時 3 6 分)
-

【議題】

陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 2 時 4 0 分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 0 6 分)
-

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 1 1 分)
 - 宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 3 3 分)
-

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後 3 時 3 4 分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和元年6月12日（水） 2日目

午前10時01分 開議

午前10時11分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 37 号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第 38 号 市立野球場スコアボード機能拡張工事請負契約について
- (3) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (4) 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (5) 陳情第 13 号 「生涯現役社会」を実践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）
- (6) 陳情第 15 号 公契約条例の制定を求める陳情

第422回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和元年6月12日（水）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第37号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市下水道条例の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時04分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時05分）

【議題】

議案第38号 市立野球場スコアボード機能拡張工事請負契約について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり同意すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時06分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時07分）

【議題】

陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第13号 「生涯現役社会」を実践するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

本4件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることに決定する。

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時11分)